

質疑応答集目次

- 問 1 本制度が創設された理由について
- 問 2 婦人消防隊等とは、どのような組織をいうのか
- 問 3 効力発生の前日、又は加入申込の時のいずれか遅い時において健康である者とは
- 問 4 保障期間（4月1日から翌年3月31日）途中での退隊又は退会者は、補償を受けられるか
- 問 5 掛金1年間800円であるが、これ以上掛けて共済金を増やすことはできないか
また数年分の掛金を一括で支払うことはできないのか
- 問 6 防災活動に従事中とは、どのような場合をいうのか
- 問 7 防災活動に従事中の事故、疾病の場合は、通院を含む医療費の給付はできないか
- 問 8 弔慰金の受取人に順位はあるのか
- 問 9 死亡証明書、重度障害・障害証明書、入院手術証明書は必ず様式6の共済金支払請求書でなければならないのか
- 問 10 共済金請求に時効はあるのか
- 問 11 事務費は交付されるのか
- 問 12 消防団員福祉共済制度との違いは
- 問 13 防火防災訓練災害補償等共済制度との関係はどうなるのか

婦人消防隊員等福祉共済制度質疑応答

(第1条関係)

問1 本制度が創設された理由について

答 婦人消防隊、婦人防火クラブ等(以下「婦人消防隊等」という。)は、自主防災組織の中核として地域住民の安全確保のため、日頃から積極的に防災活動に従事されていますが、隊員が安心して防災活動等に従事できるようにするためには、万一負傷等の傷害を受けたときの保障制度が整備されている必要があります。そのため平成4年に隣保精神に基づく協同互助の婦人消防隊員等福祉共済制度を創設しました。

その内容は、消防団員の公務に相当する婦人消防隊等の規約に定める任務としての防災活動に従事中の事故により傷害等を受けた場合に、隊員等は高額の共済金を受給でき、また、防災活動以外での事故や疾病によって死亡し、又は入院した場合にも、掛金に比べて保障割合の高い共済金を受けられるという内容です。

問2 婦人消防隊等とは、どのような組織をいうのか

答 問1で説明した婦人消防隊等とは、仕事又は育児等の傍ら各家庭及び地区において、火災予防、防火防災思想の普及啓蒙活動や初期消火活動及び災害の現場での救護給食活動等に活躍しているボランティアの自主防災組織のことであり、規約等を基に活動しています。このような団体が当共済で定める婦人消防隊等となります。ただし、女性消防団員、企業等の自衛消防隊員の方は当共済にはご加入いただけませんのでご注意ください。

(第2条・第6条関係)

問3 効力発生の前日、又は加入申込の時のいずれか遅い時において健康である者とは

答 健康である者とは、婦人消防隊等の活動に支障のない者のことです。このような健康状況による加入制限を行うのは、少ない掛金で大きな保障を受けられるという当共済制度を維持するためです。

ただし、更新日に入院中でありかつ更新前の保障期間内において、同一の原因による入院期間が120日を満たしていない者については、特別に更新することができます。これは、継続加入を認めなかった場合、契約更新日以後は、入院見舞金の給付対象からはずれる不利を避けるためです。

なお、個々に健康チェックすることは現実的に難しいため加入申込書に加入者の自己申告でチェックを行っていますが、共済金請求時に診断書等の内容から加入時に健康であったかどうか事情をお聞きする場合があります。

また「効力発生の前日、又は加入申込の時のいずれか遅い時に健康である者」としたのは、加入申込書提出期限が加入の効力発生後となっているためです。ちなみに加入申込の時とは、加入申込書の提出日のことです。

(第4条・第5条関係)

問4 保障期間(4月1日から翌年3月31日)途中での退隊又は退会者は、保障を受けられるか

答 保障期間の末日(3月31日)までは、共済金を受ける資格を有しています。ただし、補充加入者がある場合には、脱退日をもって保障期間は終了します。

(第7条関係)

問5 掛金1年間800円であるが、これ以上掛けて共済金を増やすことはできないか、また数年分の掛金を一括で支払うことはできないのか

答 できません。

(第9条・第12条関係)

問6 防災活動に従事中とは、どのような場合をいうのか

答 防災活動とは、規約で定めた目的に基づいた活動、又は婦人消防隊等の意思決定に基づく活動のことです。それは、婦人消防隊等は通常規約により、活動目的及びその目的を達成するための活動を定めており、また隊員等が防災活動に従事する場合には、あらかじめ定められた計画あるいは消防機関等との意志を通じて具体的な行動が行われていると解するためです。

ただし規約に定める事業でも総会等組織維持の事業は含まれず、また、加入者が単に被災者として行動した場合は、任務としての防災活動も含まれません。

なお、防災活動には、災害予防、災害応急対策及び災害復旧活動まで含み、当該活動に伴う合理的な経路及び方法による通常の往復を含みます。

(第12条関係)

問7 防災活動に従事中の事故、疾病の場合は、通院を含む医療費の給付はできないのか

答 本共済制度の給付内容については、事故、疾病の場合の見舞金は入院を伴うもの限り通院は除外しています。これは、できるだけ低い掛金で補償割合の高い共済金が受けられ、かつ、収支バランスのとれた健全な共済制度の運営を図るためです。

なお、本共済制度は防災活動中の事故、疾病の場合は、10日以上で入院見舞金を出すこととして、他の共済制度に比べて有利となっています。

(第13条関係)

問8 弔慰金の受取人に順位はあるのか

答 婦人消防隊員等福祉共済制度規約第13条に定めたとおり、受取人の順位は、「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母及び兄弟姉妹」の順です。ただし父母については養父母を先にして実父母が後となります。

なお、受取人において同順位者が二人以上あるときは、同順位者と加入者との関係が判る戸籍謄本(全員について必要)と、同順位者全員分の代表受取人への委任状及び印鑑登録証明書の添付が必要となります。このとき、委任状へ押印する印鑑は、印鑑登録証明書と同じものでなければなりません。

(第 15 条関係)

問 9 死亡証明書、重度障害・障害証明書、入院手術証明書は必ず様式 6 の共済金支払請求書でなければならないのか

答 原則として、共済金支払請求書に医師の証明を受けて下さい。ただし、以前に医師からの証明書を取得している場合は、その証明書の写しで原本証明がされたものであれば代替証明書と認めます。また、病院独自の診断書でも代替証明書として認めますが、診断書に病状と経緯が詳細に分かるよう医師に記入してもらうようにして下さい。

(第 19 条関係)

問 10 共済金請求に時効はあるのか

答 婦人消防隊員等福祉共済制度規約第 19 条に定めたとおり、支払事由が生じたときから 3 年間請求がないときには、共済金を請求する権利は消滅します。そのため早期に請求をお願いします。

(その他)

問 11 事務費は交付されるのか

答 加入事務を行った市町村等及び各都道府県消防協会に対し、加入者数を基礎にして事務費を交付します。なお交付額は、加入促進計画等に基づき決定し、1 月加入が確定後、都道府県消防協会を通じて市町村等へ交付します。

問 12 消防団員福祉共済制度との違いは何か

答 消防団員福祉共済制度と当共済の一番の違いは、継続加入条件です。消防団員福祉共済制度では、継続加入時の健康状態を問いませんが、当共済では継続加入時に加入条件を満たしていない者の継続加入を認めていません。ただし、更新日に入院中でありかつ更新前の保障期間内において、同一の原因による入院期間が120日を満たしていない者については、特別に更新することができます。

主な違いについては下記の表のとおりとなります。

	婦人消防隊員等福祉共済制度	消防団員福祉共済制度
対 象 者	婦人消防隊等の隊員	消防団員等
掛金（1年間）	800円	3,000円
継続加入条件	加入日の前日において健康である者。（毎年加入時に健康でなければ継続加入できない。）	初回加入の効力発生前日において健康であれば、その後の継続加入では、健康状態を問わない。
加入者名簿	加入者申込者全員の氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、健康状態が記載された加入申込書の提出が必要。（省略はできない。）	消防団員全員加入でかつ掛金が公費若しくは公費に準ずる方法で負担している場合、加入者名簿を省略できる。

問 13 防火防災訓練災害補償等共済制度との関係はどうなるのか

答 防火防災訓練災害補償等共済制度とは、市町村等が防火防災訓練に起因する参加者の傷害等に対して補償を行う場合に発生する一時的な財政負担を軽減するため、市町村等に対しててん補を行う制度です。補償等の対象となる者は、自主防災組織等の民間防火組織や地域住民等の訓練参加者であり、かつ市町村等が補償を認める参加者であるため、婦人消防隊員等に特定されたものではありません。また防火防災訓練中及び訓練会場への往復時のみが補償の対象となっています。

そのため、婦人消防隊員等福祉共済とは別の目的で創設されているため併給が行われても構いません。

なお防火防災訓練災害補償等共済制度との主な違いは下記のとおりとなります。

	婦人消防隊員等福祉共済制度	防火防災訓練災害補償等共済制度
対 象 者	婦人消防隊等の隊員のみ	市町村等が補償することを認めた 防火防災訓練参加者
補償の範囲	訓練以外での事故や病気による 死亡、障害、入院の場合にも補 償を行う	防火防災訓練中及び訓練会場と自 宅との往復中に発生した事故によ り傷病を負った場合
加 入 者	隊員等	市町村等